

第1章

豊橋市都市交通計画について

1. 計画の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画対象区域
4. 対象とする公共交通機関
5. 計画期間
6. 国の動向
7. 愛知県の動向

T **TOYOHASHI**

豊橋市都市交通計画 2026-2035

第1章 豊橋市都市交通計画について

1 計画の趣旨

国内を取り巻く状況は、人口減少や少子化・高齢化の進行、環境問題の深刻化だけでなく、コロナ禍による生活様式の変化などにより、社会経済情勢が大きな転換を迎えています。このような変化に対応できるまちづくりに向けて、より実効性のある交通施策を進めることが求められています。

本市では、2016(平成28)年3月に豊橋市都市交通計画2016-2025を策定し、「多様な交通手段を誰もが使い、過度に自家用車に頼ることなく生活・交流ができる都市交通体系の構築」を基本理念として、公共交通・自家用車・自転車・徒歩という都市交通を網羅した体系的な施策推進を図ってきました。また、市、市民、事業者及び公共交通事業者の皆が連携して公共交通を支え、育む意識を醸成するため、2017(平成29)年3月に「豊橋市の公共交通をともに支え育む条例」を制定しました。

豊橋市都市交通計画2016-2025は、2025(令和7)年度で計画期間満了を迎える中、引き続き本市の都市交通のあり方を示し、今後の社会情勢に即した取組を推進するために、本計画を策定することとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、豊橋市の目指す集約型都市構造を実現するため、「都市・地域総合交通戦略」と「地域公共交通計画」を統合した交通に関する総合計画として、おおむね10年後の目指すべき将来交通体系の姿を明らかにし、その実現に向けた具体的な取組を示すものです。また、豊橋市総合計画、豊橋市都市計画マスタープラン、豊橋市立地適正化計画等の上位計画をはじめ、交通施策に関連するその他の各種関連計画と連携・整合を図りながら策定するものです。

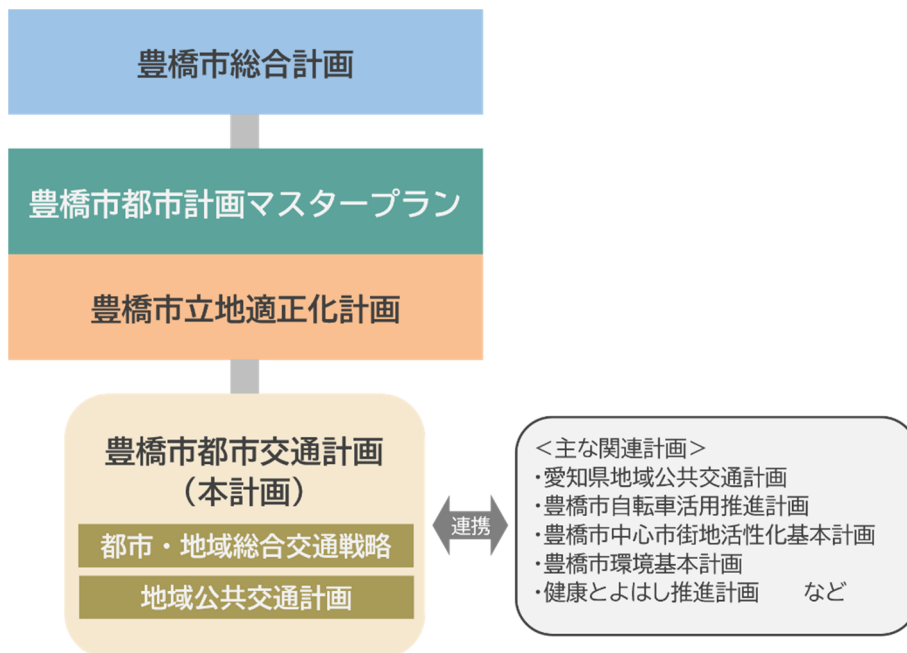


図1-1 計画の位置づけ

3 計画対象区域

本計画の対象区域は以下のとおりとします。

対象区域：豊橋市全域

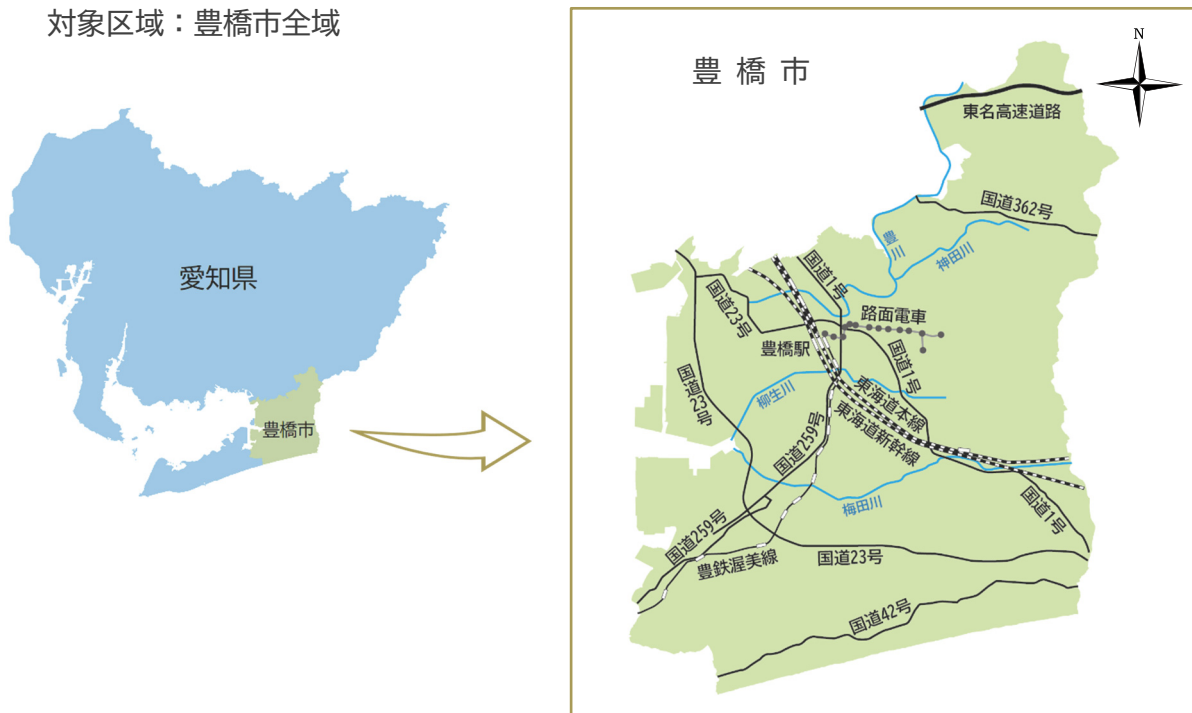


図1-2 計画対象区域

4 対象とする公共交通機関

本計画で対象とする公共交通機関は、鉄道、路面電車、路線バス、「地域生活」バス・タクシー及びタクシーを基本とします。

5 計画期間

本計画の計画期間は以下のとおりとします。

計画期間：2026(令和8)年度から2035(令和17)年度まで

表1-1 計画期間

計画名	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
豊橋市総合計画	第6次(現計画)										次期計画				
豊橋市都市計画マスタープラン	10年(分野別の方針)										20年(都市の姿)				
豊橋市立地適正化計画	平成30年度からおおむね20年間														
豊橋市都市交通計画	前計画					本計画									

6 国の動向

6.1 集約型都市構造の形成

生活サービス機能や居住の誘導と公共交通ネットワークの形成を連携して取り組む「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進しています。立地適正化計画が制度化され、従来の土地利用の計画に加えて、居住や都市機能を誘導し都市機能再編を図ることとしています。

6.2 地域公共交通計画策定の努力義務化

2020(令和2)年の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下、法という)」の改正では、持続可能な旅客運送サービスの提供を確保する観点から、地域公共交通網形成計画に代わる新たな法定計画として、地域公共交通計画の策定が努力義務化されました。この法改正に合わせ、乗合バス等の補助制度の要件として、地域公共交通計画と補助制度との連動化が位置づけられました。

6.3 地域公共交通の「リ・デザイン」(再構築)

人口減少や車社会の進展に加え、コロナ禍の影響による公共交通の需要の減少は、交通事業者の経営努力のみでは避けられないことから、地域の関係者の連携と協働を通じて、利便性・持続可能性・生産性を高めるため、2023(令和5)年の法改正及び補助制度の拡充として以下の3つを柱とした地域公共交通の「リ・デザイン」(再構築)を推進することとしています。

①官民共創・交通事業者間共創・他分野共創の「3つの共創」

- ・官民共創：意欲的な地域に対する「エリア一括で、複数年化された」支援制度の創設
- ・交通事業者間共創：事業者や交通モードの垣根を越えて「共創」を進めるための環境整備に対する支援
- ・他分野共創：地域の暮らしのための交通のプロジェクトや人材育成に対する支援の強化

②自動運転やMaaSなどデジタル技術を実装する「交通DX」

- ・自動運転において、地方公共団体が地域づくりの一環として行うバスサービスについて、実証事業に対する支援
- ・交通事業者等の連携高度化を後押しするデータ連携基盤の具体化・構築・普及を推進

③車両電動化や再エネ地産地消などの「交通GX」

- ・車両電動化と効率的な運行管理等の導入を一体的に推進

また、地域公共交通ネットワークの再構築に必要なインフラ整備に取り組む地方公共団体への支援として、2023(令和5)年度より社会資本整備総合交付金の基幹事業に「地域公共交通再構築事業」が創設されました。

7 愛知県の動向

愛知県では、2024(令和6)年6月に「愛知県地域公共交通計画」を策定し、国・県・市町村・交通事業者・県民等の役割分担と連携の下、交通分野で取り組むべき施策の方向性を示しています。また、基本方針として、将来の公共交通ネットワークの確保に向けて、広域的な幹線軸とともに市町村内交通も維持し、新技術も活用しながら、個人や組織・団体の積極的な利用を促していくことを位置づけています。